

技術者等通知書

年 月 日

長野県 事務所長 様

受託者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の委託業務の技術者等を定めましたので経歴書を添えて通知します。

記

- 1 業務名
- 2 業務場所
- 3 履行期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 委託料
- 5 通知する技術者
 - (1) 主任技術者
 - (2) 現場代理人
 - (3) 管理技術者
 - (4) 照査技術者
 - (5) 担当技術者
 - (6) 現場技術員

(注) 通知する技術者については次のとおりとする。

- (1) 測量業務では、主任技術者、現場代理人、担当技術者とする。
- (2) 地質・土質調査業務では、主任技術者、現場代理人、担当技術者とする。
- (3) 設計業務では、管理技術者、照査技術者、担当技術者とする。
- (4) 現場技術業務では、監理技術者、現場技術員とする。

技 術 者 等 経 歴 書

氏 名

生年月日

現 住 所

1 最終学歴

2 入社年月日 年 月 日

3 法定資格等 年 月 日 取得

4 主たる業務 自 年 月 日 従事した業務名
 至 年 月 日 (業務内容)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

業 務 工 程 表

年 月 日

長野県 事務所長様

受託者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり着工しました。

記

1 業 務 名

2 業務場所

3 履行期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

4 委 託 料

5 工 程

	月別										備 考
工程	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

既済部分引渡書
(契約書第 37 条の規定にもとづく)

年 月 日

長野県 事務所長様

受託者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

委託契約書第 37 条の規定にもとづき、次の委託業務の既済部分を引渡をします。

記

1 業 務 名

2 業務場所

3 履行期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 委 託 料

5 引渡部分

6 引渡部分に相応する委託料 金 円也

部分払請求書

年 月 日

長野県

事務所長様

受託者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり、委託料の部分払を請求します。

記

金 円

1 業 務 名

2 業務場所

3 履行期間 自 年 月 日
 至 年 月 日

4 委 託 料 金 円

5 前 払 金

6 請求額の明細

	引渡部分に 相応する委託料	前 払 金 額	前払金 —— 委託料 (少数2位まで)	今回請求額
	円	円		円

7 振込希望金融機関名

8 口座名義人

9 預金の種別と口座番号

完了届

年 月 日

長野県

事務所長様

受託者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の委託業務は完了しましたので、検査して下さい。

記

1 業務名

2 業務場所

3 履行期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 委託料 金 円

5 契約年月日

6 完了年月日

請 求 書

年 月 日

長野県 事務所長様

受託者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次の委託業務の委託料を請求します。

記

金 円

1 業 務 名

2 業務場所

3 履行期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 委 託 料 金 円

5 請求金額の内訳

回 数	部 分 払 受 領 額
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
計	

委 託 料	円
前 払 金 額	円
部分払受領額	円
請 求 額	円

6 振込希望金融機関名 _____

7 口座名義人

8 預金の種別口座番号

(2) 設計業務打合せ記録簿

第 回					追番 ー 頁			
委託者・印	所長	課長	係長	監督員	受託者・印		管理技術者	担当者
事務所名					受託者			
件名						整理番号		
出席者	発注者側					日時	年月日 ()	
						場所		
	受託者側					打合せ方式	会議・電話	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>内容欄は、以下の事項毎に整理し記載のこと</p> <p>(発注者) 請求、通知、協議、回答、承諾 等</p> <p>(受注者) 請求、報告、申し出、質問、協議、提出 等</p> </div>								

(2) 測量・調査業務打合せ記録簿

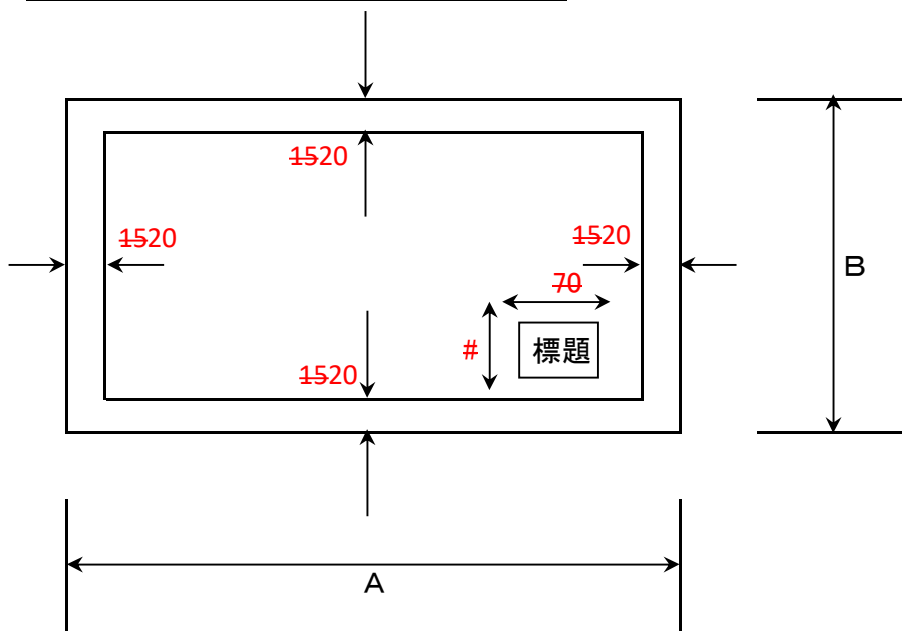
第 回					追番 ー 頁			
委託者・印	所長	課長	係長	監督員	受託者・印		主任技術者	現場代理人
事務所名					受託者			
件 名						整理番号		
出席者	発注者側					日 時	年 月 日 ()	
						場 所		
	受託者側					打合せ方式	会議・電話	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>内容欄は、以下の事項毎に整理し記載のこと</p> <p>(発注者) 請求、通知、協議、回答、承諾 等</p> <p>(受注者) 請求、報告、申し出、質問、協議、提出 等</p> </div>								

第6節(図面の大きさ)

1. 図面の大きさの標準は下表を標準とする。なおプリンター出力などによりこれにより難しい場合は、変更することができる。

(mm)

	A	B
A-0	1189	841
A-1	841	594
A-2	594	420
A-3	420	297



2. 縮尺は下表を参考に決める。

ア 河川

	河川
一般平面図	$\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$
平面図	$\frac{1}{500} \sim \frac{1}{2,000}$
全体計画縦断図	縦 $\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$ 横 $\frac{1}{1,000} \sim \frac{1}{2,000}$
縦断図	〃
全体計画横断図	$\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$
横断図	$\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$
構造図	$\frac{1}{50} \sim$

イ 道路

平面図	$\frac{1}{200} \sim \frac{1}{1,000}$
縦断図	縦 $\frac{1}{100}$ 横 $\frac{1}{1,000}$
横断図	$\frac{1}{100} \sim \frac{1}{200}$
標準横断図	$\frac{1}{50}$
橋梁一般図	適宜
ずい道断面図	$\frac{1}{50}$
その他の構造図	適宜

3. 図面の正位は、その長手方向においた位置を正位とする。
4. 原図の大きさ、紙質
 - ・ 原図には原図の破損を防止するため、青写真切取線(図面仕上寸法)のほかに適当な間隔を設けることを標準とする。
 - ・ トレース原図の紙質は下記のとおりで、トレーシングペーパーにおいては縁を保護する。

平面図	ポリエステルシート	300#程度
その他の図面	ポリエステルシート	300#程度
 - ・ 電子納品される場合は、原図を省略できる。(監督員の承認が必要)

第7節(図面の標題等)

1. 標題の、記載事項は、下記を原則とする。
また、寸法については「CAD製図基準(案)」(国土交通省H20.5)に準拠すること。
2. 位置は図面と同時に内枠内にトレースし、右下隅を原則とするが、縦断図面、平面図で右下隅の記入不可能な場合は右上隅とする。
3. 標題のうち、工事名、施工箇所名、図面番号については、甲の指示により記入する。

(様式)

平成	年度							工事
番号	/		図	縮尺				
国道〇〇号線(一級河川〇〇川) 〇〇郡〇〇村字〇								
設計会社								
測量会社								
調査会社								
建設事務所								

- ・令和3年4月1日から適用
- ・大きさや記載場所は指定しません

(5) 業務委託設計書に添付する特記事項

(この様式を参考に必要な事項を設計書に明示する)

1 業務箇所

路河川名	市町村名	箇所名

2 業務内容

	延長等 業務内容	
測量業務		別添図の有・無
設計業務		別添図の有・無
調査業務		別添図の有・無

3 業務期間

日数 日間 完了期限 令和 年 月 日迄

4 成果品 ~~(以下を参考に明瞭に記すこと)~~

測量業務	図面(青焼き又は白黒コピー)を含む報告書3部 原図(筒入り)1式 別添電子納品・情報共有特記仕様書による
設計業務	設計図を含む報告書3部 原稿1式 設計図縮小版部 原図(筒入り)1式 別添電子納品・情報共有特記仕様書による
調査業務	報告書3部 原稿1式 原図(筒入り)1式 別添電子納品・情報共有特記仕様書による

5 業務委託をするに当たっての条件等

項目	内容(別添とする場合はその旨記載)
設計業務 新技術・新工法の活用	工法等の選定においては、従来技術に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を比較対象とすること。(『設計業務共通仕様書 共通編』第2章 3-2-9 設計業務の条件 12. 参照)

技術者の配置等について

~~①設計業務に該当するため照査技術者を選任すること。~~

~~②照査は「詳細設計照査要領」により行い、該当する工種以外の場合は準じて行う。~~

~~③技術者の要件の内「同等の経験と能力を有する技術者」を適用する場合は、以下にその要件を記す。~~

~~*該当する技術者と要件（ ）~~

入札公告に記載のとおり。

6 共通仕様書及び特記事項について疑義がある場合は入札前（あらかじめ指定された期日）までに書面で質問書を提出し、書面での回答を求めてください。

7 本業務は「ウィークリースタンス実施要領」に基づきウィークリースタンスを実施する業務です。